

諮問番号 平成29年度諮問第1号
答申番号 平成30年度答申第1号

答 申 書

審査請求人（以下「請求人」という。）から平成29年6月16日付けでなされ、市原市長から平成30年1月24日付け市生福2第430号の17で諮問された生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条第1項の規定に基づく費用徴収決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり答申する。

審査会の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

理 由

第1 事案の概要

- 1 市原市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、年金収入の申告義務を怠り、不正に保護費を受給したことを理由に、生活保護法第78条第1項の規定に基づき費用の徴収を決定（以下「本件処分」という。）し、平成29年3月16日付け市生福第1948号で請求人に通知した。
- 2 請求人は、平成29年6月16日に本件審査請求をした。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

(2) 請求の理由

ア 処分庁が職権による収入認定をすることがやむを得ない事案であり、本件収入認定に関し処分庁にも過誤があったといえるにもかかわらず、当該過誤に関する責任を請求人に一方的に負わせる形の本件処分は不当である。

イ 請求人の最低限度の生活を脅かす形での現金一括徴収という徴収方法は違法・不当である。

2 処分庁の弁明

- (1) 収入認定は、収入申告を受けたうえで収入認定を行う収入申告制度が採用されている。請求人に対し、収入申告するよう促しており、収入認定は適切に行われた。
- (2) 生活保護法第78条による決定に際し、不正受給額の全額を徴収額として決定しているものである。徴収額の納付に関しては、分割納付をすることもできるとされていることから、最低限度の生活の保障という法の趣旨・目的に反する徴収方法ではなく、違法・不当ではない。

3 請求人の反論

本件処分は、請求人の生活扶助費の半額を超える額につき、現金一括徴収の決定がされており、請求人が憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができないことが明らかである。そのため、本件処分は、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超えた違法・不当なものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の要旨

- (1) 請求人は生活保護法（以下「法」という。）第61条に基づき収入申告の義務があることを認識していたと認められるにもかかわらず、収入申告をしておらず、法第61条の届出義務を怠っている。また、請求人は、処分庁の職員が年金収入の申告を要請しているにもかかわらず、申告を拒否しており、法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものに該当する。
- (2) 請求人が収入申告について混乱していた事情はうかがわれず、あえて収入申告を拒否していたことがうかがわれる。また、請求人が年金収入の申告を拒んでいたのであり、処分庁が年金収入を容易に確認できたとはいえず、処分庁が職権による収入認定をしなかったことは違法又は不当とはいえない。
- (3) 法第78条による徴収額は不正受給額の全額又は徴収する額にその100分の40を乗じて得た額を加算した額の範囲内で決定するものであって、法第63条のような保護の実施機関が徴収額から自立更生のために充てられる費用を控除する余地はないとされている。また、請求人は、平成29年3月1日現在、現金及び預貯金を有しており、徴収額を一括して徴収することが請求人の最低限度の生活を脅かす事情も認められず、現金一括徴収が不当であるという請求人の主張は理由がない。

第4 審査会の判断理由

1 処分庁の収入認定について

- (1) 請求人は、請求人が高齢であり、収入申告の制度を正しく理解した上で、自身で収入申告を行うことが困難であったため、平成27年及び平成28年の年金収入については、処分庁が職権による収入認定をすべきだったと主張する。
- (2) この点、生活保護法（以下「法」という。）は、第25条第2項で「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し」と規定し、保護の適正な運営を図るため、保護の実施機関に対し、常に被保護者の状況を調査して知っておくことを求める一方で、第61条は「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定し、収入に変動があつたときは被保護者の側に届出義務を課している。

また、収入変動があったときの収入申告については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8収入認定1(2)において「収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。」とされており、収入認定については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を基に構成された「生活保護手帳別冊問答集2016」において「収入の把握については、運用上の原則として収入申告制度を採用し、まず被保護者に収入に関する申告を行わせる上でこれを基に収入に関する調査を行うこととしている。」とされている。

(3) このことから、法は、被保護者の収入申告を原則とし、それを補充するために職権による調査をすることが出来るとしているのであって、職権による調査を義務付けるものではないと解すべきである。

(4) 本件収入認定に関する事実関係として、請求人は、企業年金連合会老齢年金（以下「年金」という。）の受給資格を有しており、企業年金連合会より、年金を平成25年11月1日、平成26年6月2日、平成27年、平成28年、平成29年6月1日に受けていた。

(5) また、処分庁から提出されたケース記録によると以下の状況であった。

ア 平成27年6月26日処分庁が請求人訪問

処分庁が収入申告を提出するように話し、なかなか理解してくれなかったが、しぶしぶ提出することに同意した。

イ 平成27年7月30日処分庁が請求人訪問

請求人が収入申告書を提出しないので処分庁が早く提出するよう話しているが、請求人は、提出済みなので、出す必要はない、理由書を持って来いと話している。

ウ 平成27年9月17日処分庁が請求人訪問

処分庁が収入申告について再度説明しているが、話が平行線であった。

エ 平成28年6月21日処分庁が請求人訪問

処分庁が収入申告について説明をするが、請求人は年金などの収入はないと話している。

オ 平成28年9月30日処分庁が請求人訪問

処分庁が収入申告は毎年必要であり、企業年金も収入になると話をしているが、請求人は、「数年前に収入申告をし、これで終わりだと言われたので、それ以降は関係ない。企業年金をもらったから、生活保護のお金が減らされるというのはおかしい。収入申告書を出せと言うのであれば出すが、お金を返す必要はない。弁護士に相談する。」と興奮して話している。

収入申告書は出すと話しているので、処分庁が申告書の用紙を渡し年金振込通知書の写しとともに提出するように話している。

カ 平成28年12月26日処分庁が請求人訪問

収入申告について話をしたいので玄関を開けて話をしたいと処分庁が話したが、

請求人はできないと断っている。

- (6) 上記のケース記録による事実関係及び平成29年6月1日に請求人が支払いを受けた年金について、平成29年6月10日付けで請求人自ら収入申告をしている事実から、請求人が主張する高齢等を理由に自身で収入申告を行うことが困難な状況及び収入申告について混乱しているという状況はうかがわれない。また、請求人が混乱をしていたという具体的な事実は何ら示されていない。

さらに、請求人は、前年度までは送付されてきていた収入申告に関する書類が、平成27年、平成28年においては送付されてこなかったことから、収入申告の方法が変わったのではないかと混乱を来していたと主張するが、上記のケース記録によると処分庁が収入申告について再三説明し、申告書も手渡ししている。

- (7) したがって、平成27年及び平成28年の年金収入について、請求人が収入申告を行うことが困難とはいえ、処分庁が職権による調査をしないで、収入認定しなかったことが違法又は不当とはいえない。

2 法第78条第1項の適用の妥当性

- (1) 法第78条第1項は「不実の申請その他不正な手段による保護を受け」た場合に、当該保護費用の徴収ができると規定している。

この徴収の規定については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「国通知」という。)によると、法第78条の条項の適用する際の基準は下記のとおりとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定を速やかに行うこととされている。

ア 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき

イ 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

ウ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

エ 課税調査等により、当該保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

- (2) 上記1(4)記載のとおり、請求人は平成27年及び平成28年において、企業年金連合会よりそれぞれ年金の支払いを受けている。

また、上記1(5)のケース記録によると、処分庁は請求人に対し、収入申告を提出するように説明(平成27年6月26日訪問時)、収入申告書を提出しないので処分庁が早く提出するよう説明(平成27年7月30日訪問時)、収入申告について再度説明(平成27年9月17日訪問時)、収入申告について説明(平成28年6月21日訪問時)、収入申告は毎年必要であり、企業年金も収入になると説明(平成28年9月30日訪問時)している。

にもかかわらず、請求人は、「申告書を提出する必要はない」(平成27年6月26日

訪問時)、「提出済みなので提出する必要はない」(平成27年7月30日訪問時)、「年金などの収入はない」(平成28年6月21日訪問時)、「数年前に収入申告をし、市に金を納めた。そのときに、もうこれで終わりだと言われたので、申告はしない」(平成28年9月30日訪問時)等と述べている。平成27年7月30日訪問時の「提出済み」と請求人が言っているのは、平成25年及び平成26年の収入の申告のことを言っており、平成27年及び平成28年の収入については申告に応じていない。

- (3) したがって、本件は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第3項に規定する第1号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準である国通知の「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」に該当し、処分庁が法第78条第1項を適用したことは妥当といえる。

3 徴収の方法について

- (1) 請求人は、本件処分が徴収方法を現金一括徴収としたことは、最低限度の生活の保障という法の趣旨に反し、違法又は不当と主張する。
- (2) しかしながら、平成29年3月1日付で請求人から提出された資産申告書によると、提出時に請求人は、現金及び預貯金を保有していた。
- (3) 確かに、徴収額は請求人の月の生活扶助費の半額を超えるものであるが、上記請求人の資産の保有状況からして、一括徴収したとしても、それがただちに請求人の最低限度の生活を脅かすものとははいえない。
- (4) したがって、現金一括徴収処分が違法・不当であるとはいえない。

4 審理員の審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

第5 結論

よって、当初のとおり本件審査請求を棄却するのが相当である。

【参考】審査会審議経過

年月日	処理内容
平成30年1月24日	審査庁が審査会に諮問 第1回調査審議
平成30年2月16日	審査関係人による口頭意見陳述申立て期限 (申立てなし)
平成30年2月28日	審査関係人による主張書面等の提出期限 (提出なし)
平成30年3月16日	第2回調査審議

平成30年4月19日	第3回調査審議
平成30年5月22日	第4回調査審議
平成30年6月28日	第5回調査審議